

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>県道野田岩槻線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>春日部市大字大場字前一〇一一番五地先から 同市大字大場字前一〇一一番六地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十七年五月二十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年七月六日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号における道路区域の一部供用開始である。延長四五・一七メートル。</p>